

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

**司会者：**それでは，これから裁判員経験者の方の意見交換会を始めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

今日は争いがある強盗致傷事件というテーマで皆さんに御参加いただくことになりました。争いがある事件では，例えば審理の長さ，あるいは被告人や被害者，共犯者の供述と対立している，判断の難しさという点では，大変なところがありまして，我々としてもこういった争いがある事件の審理や評議の進め方についてはいろいろと苦慮をしているところでございます。

今日は皆様方からそういった事件を経験した経験を踏まえて，忌憚のない御意見を伺って，今後の我々の裁判員裁判の運用の糧としたいと思っておりますので，よろしく願いいたします。

司会は，第1刑事部の遠藤のほうを務めますので，よろしく願いします。

それから，今日はそれぞれ検察庁，弁護士会，裁判所のほうから，1名ずつ参加していただいておりますので，それぞれ簡単に自己紹介をしていただきたいと思えます。検察官のほうから願いします。

**高浪検察官：**検事の高浪といいます。よろしく願いします。

この4月から地裁の刑事3部に対応するところで裁判員の裁判を担当しております。よろしく願いいたします。

**司会者：**では，弁護士会のほうから。

**石上弁護士：**弁護士の石上と申します。私は2年前に強盗強姦と強盗致傷で，強盗の裁判員裁判を経験しまして，そのときの経験を少しでも話せたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

**司会者：**それでは，裁判所から願いします。

**小倉裁判官：**第2刑事部の裁判官の小倉と申します。私はこれまで鳥取や京都で裁判員事件を担当した後に，この4月から大阪地裁で裁判員を担当する裁判長をしております。

強盗事件は一般にぱっと聞くとイメージしやすい反面，裁判で扱う強盗というのはいろんな類型がありまして，また，一旦争いになると難しい問題が起こりやすいものですから，皆さんの御意見をいろいろお聞きして勉強していきたいと思います。なお，恐らく，今日，いらっしゃっている方は私の事件を担当された方は誰もいらっしゃらないはずですので，裁判所に対する問題を指摘していただいても，私は心穏やかに聞くことができますので，遠慮なく，御忌憚のない御意見をお願いいたします。

## 2 争いのある強盗致傷被告事件の審理及び評議について

### (1) 全般的な感想

**司会者：**それでは，早速中身のほうへ入ってまいりたいと思います。

1番さんから順に，裁判員を経験された全般的な御感想を聞いていきたいと思ひます。

**裁判員経験者1：**そうしましたら，私のほうから最初に話させていただきます。

私が担当しましたのは，2つの事件について全く真っ向から検察と対立している，もう行為自体を否認していますから，それもかなり，これは法廷であったことだから話していいと思ひます。かなりとうとうとしゃべられるような被告人でした。もちろん，この裁判員制度というのは一般人の感覚を取り入れるというところに主眼はあると思ひんですけど，そうしたときに，やはり強盗とか，そこでの致傷，それでの行為がどうされるのかという，私たちが日常では全くと言っていいほど触れることのない事件ですので，かなりわからないというか，全然，頭に浮かんでこない，その情景が。というあたりで，一体，どう認定していいのか。かなりそういうところは苦しいなというか。だから，非常に難しいなとは思ひました。

ただ，自分として裁判員に参加できたことというのは，本当にこれは物すごく貴重な体験として，それは自分自身は体験できてよかったと思ひ反面，かなりこれは非常に難しいなというとは思ひました。

**司会者：**ありがとうございました。量の問題もあるけど、その中身の質の問題と  
いうか、判断自体がなかなかふだん経験しないことなので、判断しなさいと言  
われてもなかなか難しいなあというのが率直な本音ということでしょうか。あ  
りがありがとうございました。

2番の方。よろしくお願いします。

**裁判員経験者2：**実際のところ、私自身が担当させてもらった事件は本人が認め  
ているという案件で、共犯者が何名かというところが争点になっていた、今回、  
そのために今日来させてもらっているんだと思うんですけど。意外と、僕は逆  
に話を聞いていると理解できました。理解できたと言ったらおかしいですけど、  
なぜ検察の方が問題となっている人を起訴しなかったんだろうと、ちょっとそ  
こが疑問に感じたところです。

私も同じように裁判員、めったにできることじゃない。僕の裁判員裁判終わ  
って、しばらくして殺人事件で女性の方が何か体調崩されたというのがありま  
したけど。逆にどう言うのか、ウェブとかで裁判員募集しても人が集まるんじ  
ゃないかというぐらいの、僕の周りには少なくとも裁判員経験したいという人  
間がたくさんいたたので。昨日も、今日、こういう会合があるんだということ  
で話していたら、自分もやりたいというふうな意見を聞けます。やりたくない  
人が出てくる、もちろんそれもあるでしょう。例えば、半分半分ぐらいでやっ  
たらどうなのかなというふうには感じました。

ただ、裁判員をやらせてもらった経験で、本当にいろんな問題を解決して、  
解決してと言ったらおかしいですけど、1つの問題を全員で評議して、時間を  
かけて1つの結果を導くというのがすごく大切な経験をさせてもらったなとい  
うことと。もう1つありまして、裁判員が6人いてて、6人の、例えば6人が  
有罪だとなったとしても、その中に3人の裁判官の意見が入らないと、有罪と  
いうことがないとその事件は無罪になるという、何かおかしいルールがあるみ  
たいなんですけど。

**司会者：**法律に書いてあるんですね。

**裁判員経験者 2**：書いてあるんですね。あれ、何でなのかという。僕ら、来る必要ないやんかというぐらいの感想がありました。極端な話。裁判官の1人でも入っていないとそれは変わらないというのは、ちょっとそこが腑に落ちないというところですよ。

長くなりました。

**司会者**：周りの方で裁判員を経験してみたいという方というのは、どの辺が魅力に映るんですかね。

**裁判員経験者 2**：どうなのでしょう。やっぱり経験ない。

**司会者**：やったことないことを一回。

**裁判員経験者 2**：ところで、何でしょう、正義なんですかね。なぜか、たくさんそういう意見を聞きます。自分の周りにはやったことがない人間ばかりなので。僕も実際、僕の周りにも最初に名簿に載りましたよというところまであるんですけど、それ以上は誰も経験したことがないので。大阪で5,000人に1人でしたかね。

**司会者**：もう少しありましたかね。日本で毎年1,2を争うぐらい選ばれやすい土地柄ですので、自慢していいかどうかわかりませんが。ありがとうございました。

次に、3番の方、お願いします。

**裁判員経験者 3**：普通に考えたら、もちろん被告人がこういう悪いことをしたんであろうというふうに、普通に考えたら思ってしまうところを、でも、否認しているように、万が一そうじゃないという、あり得ない、だから100%じゃないことは言えないんじゃないかみたいなのが私の考えだったので、私は100%じゃないことは認定するのはちょっと難しいんじゃないかというふうに。私も被告人の行動がおかしいなと思うんですけど、でも、まあこういうふうに万が一こういう見方もできるんじゃないかみたいな、という話し合いを結構していて、そういうのをすり合わせていくというか、いや、だけでもやっぱりこう、それはおかしいというふうな話し合いをしていくというのがちょっと難し

かったなというふうに思います。

私も裁判員をやりたかった人間なので、当たったというか、選ばれたときはすごくうれしかったというか、光栄だというか、そういう気持ちだったんですけど、私の周りは全くもってやりたい人はいなくて、かわいそうと言われていて。

**司会者：**大変ねという感じですか。

**裁判員経験者3：**そうですね。載った時点から次に選ばれたところから、くじ引きに来るところもわあというふうに言われていたし、周りにはやりたい人はいなかったんですけど、私としては、ちょうどその前から傍聴に行ってみたくてか考えていたし、そういうタイミングだったので、すごく参加できてうれしいなと思っていたんですが、実際やっていっている4日、5日の間は、やっぱりだんだんしんどくなってきて、やっぱりストレスというのは、殺人とかと比べたら重い事件ではなかったであろうに、それでもやっぱり負担はかかっているんだなということは思いました。毎回、毎日、裁判官の方とか皆さんがきっと疲れているからよく休んでくださいとか、今日は早く終わらしましょうとか言ってくれていたんですけど、その場ではそんな、そうかなあという、そんな感じでしたんですけど、やっぱり帰ってみると、はあっと、何かちょっと深く考えたり。

**司会者：**肩が重くなってくるような感じですか。

**裁判員経験者3：**家には持ち越さないようにと言われていたんですけど、それでもやっぱりこう、ちょっとした時間に今日のことを、その話し合いの中身を思い出したりとかいうことはやっぱりありました。

**司会者：**やっぱりそのストレスの大きな原因というのは、やっぱり被告人本人がやっていませんと言っていることについて、自分がどう向き合っているかみたいなところがあるですかね。

**裁判員経験者3：**やったと、100%言えないのに。

**司会者：**どうしようかな、どういう判断をするのかという。

**裁判員経験者3**：それを言っちゃっていいのかなとかいうことは考えましたね。

**司会者**：もともとやりたいというお話だったんですけども，もともと持っていた裁判員の仕事のイメージと，実際やってみて今思う裁判のイメージに何かずれとか，あるいは深まるとか，何か違いはありますか。

**裁判員経験者3**：実際やったほうが想像していたよりも裁判官の方もフランクで，いろいろわからないことも教えてくれるし，私みたいな全然素人でもわかるように話をしてくれるし，想像よりは全然やりやすかったというか，難しいことではなかったなと思うんですけど。

**司会者**：やっぱり大変だなというところは。

**裁判員経験者3**：だから，意識していないところでやっぱりちょっとあるのかなと思います。

**司会者**：わかりました。ありがとうございました。

続いて，4番さん，感想としてはどんなところでしょうか。

**裁判員経験者4**：私，初めてこういう体験をさせていただいたんですけど，びっくりしたのは，いわゆる事件の内容を聞いたときに，え，こんなのが裁判ざたになっているのかというのがまず第一印象でしたね。その割に，随分長いんですね，これ，我々がやったのは。

**司会者**：4番さん，5番さんが担当された事件は，職務従事期間が2週間，14日間でしたね。

**裁判員経験者4**：そうなんです。随分長いのに，中身は，これが裁判になるのかなと。これで何で未決勾留が560日もあるとか，何かとんでもない話だなという。何でこんなもんが，示談で話ができるような話と違うのという感じがしました。

ですけど，いい体験をさせていただいたというのが私の意見です。

**司会者**：ありがとうございました。では，5番さん，同じ事件ということで，引き続きお願いします。

**裁判員経験者5**：今回，体験させていただいて，真っ先に一番感じたことという

のは、裁判官の方も言われておったんですけども、やはり財産を守るという1点が一番大きく掲げられていて、罪の重さをはかるときに、その財産が守られているかどうかというところで一つの指針を示されていたというのが一つ感じたことで、初めてこういうことに携わって知ったということですね。

4番さんと同じ事件で、ちょっと長かったんですけども、いっぱい言いたいことがあったので、整理がついていないんですけども。一番裁判中に感じたことは、法廷の場で、期間が長かったのはそれだけ証人が多かったということなんですけれども。

**司会者：**11名、証人がいましたよね。

**裁判員経験者5：**はい。それで日程的に長くなったということなんですけど、事件があった年月日と実際に公判がやられた日付、見ていただいたらわかるんですけど、2年ほどあいているんですね。実際に証人喚問で証人される方が証言台に立たれたときに、やはり時のブランクというのか、記憶の差異というのがありまして、証人として立っている人が別に悪いことをしたわけじゃないんですけども、かわいそうになってくるぐらい。

**司会者：**証人が記憶は大丈夫ですかみたいなことをいっぱい聞かれて困っている表情を浮かべたりするんですか。

**裁判員経験者5：**困っているのがずっと続いていたので、ちょっと2年間の裁判に対する準備期間というのが、やはり争いのある裁判の特徴なのかなあと、ちょっと個人的に思ったりしました。

以上です。

**司会者：**ちょっと準備に時間がかかり過ぎているのかなあみたいな印象を持たれたという感じなんですかね。

**裁判員経験者5：**そうですね。

## (2) 全体的な日程面での負担

**司会者：**今、一通り、皆さんのほうから感想をいただいて、いろんなポイントが

皆さんの感想の中に散りばめられているなという印象を持ったわけなんですけれども、ここから少しテーマを絞って、皆さんのほうの御意見などを伺ってまいりたいと思います。

最初は、当然争いがある事件ということで、争いのない事件に比べると、裁判に来ていただく日数が長い事件なんですけれども、全体の日程の関係で、当然、日程が長ければお仕事やご家庭との調整が大変になるという関係があるんですけれども、そのあたり日程の面での御負担、あるいはその日程について何か御希望について、ちょっと御意見を伺ってまいりたいと思います。1番さんから順番でよろしいでしょうか。

1番さんの担当された事件は審理日数は延べ5日間ということですかね。

**裁判員経験者1**：それだと評議が入って、全体で4日間ぐらいだったと思うんです。

**司会者**：日程の関係でいかがでしたか。

**裁判員経験者1**：やはり、私はその長短はわかりませんが、やっぱり必要な審理はすべきなので、だから裁判員裁判だから短くしようとか、長くしようとか、そういうことは考える必要はないのではないかなと思うんですね。やはりこの事件の真実を明らかにするのに必要な日数というのから見ていくべきで、あとそれはもし余りにも裁判員、一般の人を引き込むのに無理なぐらい必要なんだったら、例えばそしたら事実認定だけにして量刑は外しましょうとか、そういう感じで短くするとか、負担を少なくするとか、そういう方向で考えられるべきで、裁判員を集めるのに必要な日数でその審理を諮るというのは、やはりそれはちょっと筋が違うのかなと思うんですね。

自分の負担としましては、裁判員は、もちろん裁判員といたら、もう素直にオーケーと、オーケーが出る職場でしたので、全く苦労は、私自身はなかったんですけれども、もしこれがそうではない職場だったとしたら、やはりそれは大変だったかなあとと思います。というのは、やっぱり仕事というのは連続、そこでぼこっと人が1週間も抜けたら、それはかなり大変な人たちというのが

ほとんどだと思しますので、そういう意味ではやはり厳しい人もいるのではないかなというのは感じます。だから14日と聞いて、それはかなり大変だったかなと思います。

**司会者：**1番さんの担当された裁判では、日程面はどうでしたか。

**裁判員経験者1：**私自身は大丈夫でしたけれども。

**司会者：**実際、その事件の中身としてもこの程度の審理は必要な事件だなという印象を持たれたということですかね。

**裁判員経験者1：**もちろん、それは。その必要かどうかは私たちは素人ですのでそこは判断がやはりちょっとできません。なので、もちろん判決前の整理手続をかなりやっておられるので、あれぐらいの日数でできたこととは思ってすけれども。

**司会者：**1番さんの事件では、金曜日に始まって、翌週の月、火、で、また水、木、間があいて、金曜、で、翌週の月曜という感じで、飛び飛びの感じになっているんですけども、そういう、日程の決め方として、飛び飛びに決めるというやり方と、まとめてがっつとやっちゃうやり方があるんですけども、そのあたり何か御意見ございますか。

**裁判員経験者1：**それは本当に一長一短といたしますか、両面あると思うんですね。先ほども3番の方が話しておられたように、事件によってはかなりしんどい事件もあると思うんですね。そうしたときに、10日近くぐらい、もうがあっとしたら、かなりそれはしんどいことだと思うので、やはり間に休みは必要かなと、そういう点からは、心理的な負担、身体的な負担からしたらやはり間に休みが入ったほうが良いと思います。ただ、今度は職場をどれだけ間でぽこっと休むかということになると、間にぽこぽこ仕事に出て、それでつながる仕事もあれば、そうではない仕事もあると思うので、それはちょっと一長一短で、いろいろあると思います。

**司会者：**わかりました。ありがとうございました。

2番さんですけども、2番さんは裁判所に来ていただいた日数は5日間で、

審理は延べ3日ということで、日程の関係で何か御意見ございますか。

**裁判員経験者2**：私も同じ意見で、先ほどの14日って、初めて聞きましたけど、強盗致傷で14日が長いのか、それはちょっと別問題として、殺人事件とかがあったら、一般的な質問として、どれぐらいなんですか。

**司会者**：もう本当に事件ごとで、4日で終わる事件もあれば、2週間かかる事件も、それは。

**裁判員経験者2**：正直、私の場合は5日ぐらいが最長かなと、それかもう間をぼんぼんとあけちゃうと、また一から話を、裁判員にもう一度思い出してもらうために一から説明になって、時間がどんどん、どんどんたっていくばかりで、どっちかという、5日ぐらいで、殺人で5日というのはちょっとどうかなと思うんですけど、やっぱり最短でやっていただきたい。私、たまたま会社の代表をしていますので、比較的自由がきくほうだったんですけど、例えば、それを社員で、営業の仕事をしていますので、社員がそういうふうにぼんぼん、ぼんぼん、抜けられると、もちろん行ってきなさいとは言いますが、その人間の成績もありますし、営業の会社ですので、そういうことを考えると、もうぎゅっと短縮してもらって、本当、5日ぐらいで終わらせていただくほうが僕としては、僕としてはと言ったらおかしいですけど、僕も楽でしたし、今回。中にはそうやってストレスでしんどい思いをされている方、もちろんいらっしゃると思うんですけど、もうぎゅっと短縮してもらって、僕の発言が合っているかどうかちょっとわからないですけど、5日ぐらいで終わらせていただくほうが、要望を言うとすれば、それぐらいのほうが私はいいかと思います。

**司会者**：全体、5日ぐらいだと、参加しやすいということは言えるのかなと。

**裁判員経験者2**：参加しやすいと思いますね。

**司会者**：やっぱり5日を超えて、2週間目になってくると、だんだん参加しにくくなっていくという、そんな印象ですか。

**裁判員経験者2**：はい。私自身も多分不参加、何だかんだ理由をつけて参加しなかったと思います。出ようとは思いますが、さすがにそこまで拘束される

と正直しんどいかなと思います。特に営業の会社なので、その辺は、長いのは。

**司会者：**ありがとうございました。

3番の方。3番の方は裁判所に来ていただいた日数が6日間、審理は延べ3日ぐらいと伺っていますけれども、日程の関係ではいかがでしたか。

**裁判員経験者3：**私は自分でも長いほうなのかと思っていたらそうでもなかったというのが、今、知ったという感じで。

**司会者：**というか、別に6日が長くないわけではなくて、14日はかなり長いほうだとは思うんですけども。

**裁判員経験者3：**間にお休みがあっても、さっき言ったように、結局、それでも、私の場合は何となく休みの日はもう何もなしという感じには、結局なれなかったので、私のときは休み、1日休みをもらったような気がするんですけど。というか、ゴールデンウィークが入って。

**司会者：**月、火、水と続いて、木曜日が休みで、金曜日やって、土、日、月が休みで、火、水と、そんなスケジュールですかね。

**裁判員経験者3：**そうなんですね。だから、負担的にはやっぱり5日なら5日、連続であったほうが私はいいと、自分はそのほうがいいと思います。

**司会者：**精神的な負担というようなプレッシャーを考えると、別に裁判所に行かなくても、やっぱり頭にはずっと事件のことが。

**裁判員経験者3：**そうですね。すっきりしないですから、期間が短いほうがいいのかのような気がします。

私は子供がいるんですけど、その子供を見てもらうということをしないと参加できない、時間的にもできなかったので、結局、会社勤めとかだったらまるごと休めるんだと思うんですけど、私は誰かに頼んで、友達に今日は頼んで、今日は親に頼んでとかいうふうに、子供の預け先を探してみたいなことをやっていたので、短ければ短いほうがいいのかなどは思うんですけど、それは皆さん、そうなんでしょうけど。

**司会者：**日がわりで対応を考えて、お願いできる方をお願いするという感じで。

**裁判員経験者 3**：そうですね。だから，自分のせいで関係ない人にもお願いすることになってしまったという。それはお金を出して託児所とかに入れればいいんだとは思いますが，ちょっとそれをしなかったの。

**司会者**：トータルの期間が短いほうが参加しやすい。

**裁判員経験者 3**：そうですね。そういうことも考えると短いほうがいいのかと。

**司会者**：ありがとうございました。

4 番さん。皆さん，注目の的の，14 日なんですけど。

**裁判員経験者 4**：私の場合は現役引退していますので，ですから，そういう意味では全然余裕はあるわけです。裁判の中で精神的に苦痛とかいうことも一切ありませんしね。ですから，特別に，長かったかなとは思ったんですけども，別に私の場合は苦痛はありませんでした。

**司会者**：お疲れぐあいとかいかがでした。

**裁判員経験者 4**：もう全然，まあ，現役引退しているので，その点何ぼでも融通がきくということでした。

**司会者**：ちょっと期間が長かったけども，そんなに大きな負担があったわけでは特になかったという。

**裁判員経験者 4**：全く，それは全然，全くありません。

**司会者**：ありがとうございました。5 番の方，いかがですか。

**裁判員経験者 5**：期間の長さについては，1 番さんが最初に言われたとおり，争う以上はやはり証人も要るわけで，検察が論点を最初に言ってくれるんですけども，それが本当に 100% 悪いと言ったら変ですけど，黒なのか白なのかという立証できるかどうかというのを，2 日目以降の証人が順番に来られて，僕らはそれで初めて知ることばかりなので，一応，必要なものに関しては必要なので，期間は長いほうがいい，短いほうがいいというのは，ちょっとそれは僕らの都合の話なので，それは期間の決め方としては，ちょっと論点が変わってしまうなというので，必要なだけは必要で，期間は仕方がないと思います。

僕ら，携わったときに，やはり毎日，2 人ないし 3 人の証人の方が来られて，

その都度情報が入ってくるんですけども、全てが小出しなので、ずっともやもやしっ放しやったというのはありました。それが結局何をやっていても頭から離れないという状態。

**司会者：**裁判を離れても頭に出るといふ。

**裁判員経験者 5：**そうです。予定表を見ると、次はこういう感じの人が来るのかとなると、順番に出てきている人たちと、今度出てきた人たちはどういうことを言うのかといふので、また話がひっくりかえるかもしれないし、ずうっと被告人の方が完全に黒じゃないという部分を逆に探してやらないと公平ではないなといふのでずっと見ていましたので。やはり期間は必要なだけ必要なんだと思います。

**司会者：**ありがとうございました。皆さんのほうから期間について御意見を伺ったところなんですけども、1番さん、5番さんからありましたように、罰を加えるかどうかを決める手続ですので、必要な審理はする必要があるんだろうなという側面と、あと裁判員の方の参加しやすさという観点から見ると、ある程度の日数に絞ったほうが参加しやすい環境はつくれるといふところは両面としてあるのかなといふふうに思ったところなんですけど。

日程の関係では、参加した裁判官、検察官、弁護人のほうから何かございますか。立証計画をつくる検察官は何か今の日程の関係で、必要な審理はすべきだといふありがたい御意見もあったわけなんですけども、何かございますか。

**高浪検察官：**検察官の立場でしたら、立証責任を負っていると、先ほど白か黒かといふ話がありましたけれども、起訴して、有罪だといふ立証をする以上は必要な証拠は争わざるを得ないといふ立場ではあると思うんですけども、今、お話を伺って負担がかなりあるんだなと、改めて感じたところです。

本当に必要なものかどうかといふのは、手続、裁判が始まる前に削るものは削ってといふこともやってはきても、やはり2週間と聞きますと、やはり多いんだろうなといふような感想でした。

**司会者：**弁護士のほうは何か、日程の関係でございますか。

**石上弁護士**：3つ目の事件の評議の期間が3日間で、4人目の方と5人目の方の事件の評議の期間も3日間なんですけど、これは事件の複雑さが大分違うように思うんですけども、評議の期間は適当だったかどうかというのを聞いてみたいんですが。

**司会者**：評議の中身については、秘密ということになってはいますが、全体のスケジュール的に、時間的に十分議論ができたかみたいのところですかね。

ちょっと今、問題提起があったので、1番の方から。

**裁判員経験者1**：何しろ今日の約1年前ぐらいですけど、そのときの記憶としては、何かちょっと最後何か急いだような印象が残っているので、やはり少々短かったかな。あとやっぱり量刑がかなりわかりにくいというか、私はそもそもそういう量刑という感覚じゃないと思っているので、その辺がやはりちょっと、ん、というクエスチョンマークがついたまま、終わってしまったかなという・・・。

**司会者**：どうしても争いがある事件の評議だと、争いに関する事実認定の評議と、有罪と決まった後に刑の重さを決める評議と、2つしなくちゃいけないということになるので、特に量刑については、ちょっと基準もよくわからないしみたいところがあるという御感想ですかね。

**裁判員経験者1**：そうですね。わからないというか、やはり、わからないと余りやっぱり公平の、過去ずっと判決は出されてきたわけで、それでも公平という観点からしても、余りわからないまま私たちが決めてしまうのも問題だし、どっちかというところ、職業裁判官の方に決めていただきたいというのもあったので、ちょっと横道に話がそれましたけれども、全体の評議の印象としては何となく私はちょっと、ひょっとしたら、量刑だけじゃなかったかもしれないんですけど、ちょっと時間が足りなかったかなという印象です。

**司会者**：2番の方いかがですか、評議の時間というか、日数の関係について、何か。

**裁判員経験者2**：私が持った印象は、十分あったように思います。

**司会者**：十分，時間をかけて議論ができたということですかね。

**裁判員経験者 2**：ように思います。

**司会者**：わかりました。3番の方，いかがですか。

**裁判員経験者 3**：私も十分だったと思います。やっぱり1日目終わって，次の日といったら，前日の振り返りから話し合いがもう一回始まって，というのをずっとやっていっているのだから，それというのはやっぱりゆとりというか，時間があるから，それだけまた昨日の話を振り返って，もう一回検討ですかという感じで進んでいたのだから，結構，同じことをずっと，またそれを話してから，午後から今日のことみたいな，そういう印象でした。

**司会者**：じゃあ，評議の時間としては十分確保できていたという感じですか。

**裁判員経験者 3**：あったのかなと。

**司会者**：4番の方，いかがですか。

**裁判員経験者 4**：何しろ初めての体験でしたから，時間的には十分あれで出尽くしたというふうには私は感じました。ですから，ちょうどよかったんじゃないでしょうか。

**司会者**：特に時間が足りなくて，もっと議論をしたいのに時間が足りずみたいな，そういう印象はなかったということですか。

**裁判員経験者 4**：そういう問題は全然なかったです。私自身ではそういう感じは持ったことはありませんでした。

**司会者**：5番さんはいかがですか，評議の時間のとり方ですけど。

**裁判員経験者 5**：時間については十分いただいていたので，問題なかったと思います。

**司会者**：4番さん，5番さんの事件では，割と公判の審理日程が，午前中から審理が始まって，午後2時ぐらいで，お昼早めに証人尋問が終わって，あと少しおさらいみたいな日程になっていたかと思うんですけども，あれはたくさん証人から聞くし，少しおさらいの時間もちゃんととろうということ，何かそのあたりで何かありますか。おさらいの時間も込みで考えると，十分いろんな意見

交換ができたかなという感じですか。

**裁判員経験者4**：ビデオを見直したりする時間もありましたからね。

**司会者**：5番さん，何かございますか。

**裁判員経験者5**：おっしゃられたとおり，法廷が終わってからの時間が結構毎日ありましたので，最終的に評議だけの日程のときは足りないというのはなかったですね。

**司会者**：裁判官のほうから，何か評議の時間の組み方とかありますか。ふだん，御自身でこんなこと意識していますみたいなところで。

**小倉裁判官**：ちょっと悩むところで，この事件，要するに，こちらは証拠を見ていない段階で日程を組みますので，どういうふうな議論になってどこまでいくんだろう。できるだけ，若干の余裕を持つようにはしているんですけども，そこは本当にその場になってみないとわからないところで，いろいろ試行錯誤をしているところです。

今回のを拝見しますと，多くは若干ゆとりを持って評議の日程を組んでいるのかなという気もしますし，そういうところも含めながら，恐らく苦労して決められたのかなという気はしています。

### (3) 審理の負担

**司会者**：日程の関係は大体以上でよろしいでしょうか。

次に，今回は争いのある事件ですので，当然その被害者や共犯者，あるいは目撃者という方が法廷に出てきている証言をされたかと思います。多い事件では11名，証人が出てきていますし，大体3名ぐらいの方が，皆さん経験しているかと思います。また，被告人質問ということで，例えば目撃者や被害者と全く違う話が被告人から出てきたりということで，たくさんそうやって直接法廷でいろんな話を聞くことが長かった事件なのかなと思いますので，そういった証人の話とか被告人の話が，当然，皆さん法廷で初めて聞かれるわけなんですけれども，検察官の尋問の仕方，弁護人の尋問の仕方を含めて，わかり

やすい法廷になっていたかどうか、法廷で聞いて、何かイメージがわいてきたのか、あるいは法廷で聞かれていることがちょっとよくわからないな、もうちょっとこういうところを工夫してもらおうと、もっと初めて参加する裁判員としてはわかりやすかったのになみたいな、そういった尋問の中身、あるいは時間のかけ方といった点について御意見を伺ってまいりたいと思いますけれども、順番で行ったほうが心の準備ができていますかね。じゃあ、1番の方からお願いします。

**裁判員経験者1**：中身というか、とにかくもう被告人は真っ向から否定していますし、尋問しなくてもとにかくずうっとしゃべり続けて、しゃべり続けてという被告人だったので、その印象が非常に強くて、尋問がどうだとかは。あと、何かを使われたと思うんですけど、それが何かうまくいかなかったりとか、そういうことは覚えているんですけど、あんまり強い印象は。何か尋問のやり方、例えば検察なり弁護人の方も、尋問のやり方とかいうので強い印象はなかったです。とりたてて印象はなかった。

**司会者**：被害者の方の尋問が丸々1日かけてありましたよね。

**裁判員経験者1**：多分、そうですね、あったと思います。

**司会者**：それについては疲れたなとか、もう少し何か短くならないのかなとか、そんな印象はありますか。

**裁判員経験者1**：そういうのは特にはないですね。ただ、被告人の証言に対しては、これは絶対、どうか、私は違うと思ったので、それはそれで、それと両立しないような何か事実を引き出せる尋問ができないかとずっと自分では考えていたので。それでほかには印象はないです。

**司会者**：1番さんは証人尋問とか被告人質問の際には直接質問はされましたですか。

**裁判員経験者1**：そうですね、しましたね。

**司会者**：やっぱり自分で聞いてみてよかったですか。

**裁判員経験者1**：そうですね。あと論告とか判決の中でもそのことは出ていた

ので、聞いてよかったかなと。

**司会者：**先ほどの被告人がわあっとしゃべる人だというのは、例えばもうちょっと弁護人のほうでコントロールしてほしいということにもつながるんですかね。それとも、あれはもう誰もとめられないだろうという、諦めみたいな感じなんですか。

**裁判員経験者 1：**かなりとめられないような印象の方でしたけど、そこはちょっとコントロールしていただいてもよかったかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。2番の方は、どうですか。

**裁判員経験者 2：**そうですね、比較的質問もたくさんさせてもらったほう、被告人に対して直接質問もさせてもらったつもりですし、満足いく、自分の中では、しゃべりにくいとかって一切なく、どんどん、どんどん意見を出させてもらって、質問もどんどん、どんどんさせてもらったという印象が残っています。

**司会者：**検察官や弁護人の尋問の仕方みたいなところで何か。

**裁判員経験者 2：**一切専門的な用語なんかも、わかりやすく説明してくださいましたし、特には、そのあたり疑問なんかはなかったです。

**司会者：**尋問を聞いていれば大体わかったということですか。

**裁判員経験者 2：**大体わかりますね。

**司会者：**あとは2番さんなりに感じる疑問点を法廷で直接聞けたという感じですかね。

**裁判員経験者 2：**はい。結構、でも検察の方も、弁護士の方も、裁判員裁判ということで、意外とわかりやすく説明していただいたような印象ですけどね。僕、ふだんの裁判を見ていないので、それはわかりませんが、一般の。

**司会者：**かなりわかりやすく。

**裁判員経験者 2：**かなりわかりやすくしていますね。そういう印象があります。

**司会者：**わかりました。3番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 3：**被害者のけがを見たんですけど、それが、すり傷の写真なんですけど、そんなのは別に見なれているというか、大したものではないはずが、

そこでががっとアップで寄られると、わって、やっぱり、だからそれこそもっとひどい人がトラウマになるとかいうのはわかるなと思いました。すり傷でもその箇所だけをアップでこんなんですというのを出されたときは、ちょっと、わっ、みたいな。

**司会者：**証人尋問の中で出てきたわけじゃなくて、けがの写真ですというので出てきたんですかね。

**裁判員経験者3：**そうですね、こんな、こんなけがですというのが出てきた。

**司会者：**どきっとした。

**裁判員経験者3：**そうですね。だから、そういうことがあるって、ここにモニターもあるし、そういうのを見るんやなとわかっていたんですけど、それでも想像していたよりも、実際そういうけがでも、けがをぱっと見せられると、血というか、傷口というのを見せられるのはちょっとびっくりというか、わっているのはあるなと思いました。

**司会者：**それは、特に何か白黒とかいうのじゃなくて、普通のカラーの。

**裁判員経験者3：**普通の写真です。別に長い時間というわけじゃないんですけど。

**司会者：**それが一番印象に残っている感じですか。

**裁判員経験者3：**それはそんなに自分で引くというか、わっと思うと思っていなかったもので、実際はやっぱり人のけがをそうやって見るのはあんまりいいものじゃないというか。だから、聞いていただけだったらすり傷を負ったみたいな書き方なので、それだと軽く考えるというか、その程度のけがかとやっぱり思っていたんですけど。

**司会者：**思っていたよりも、ちょっとひどいけがだった。

**裁判員経験者3：**ひどくもないんですけど、写真で見るというのは、やっぱり文章で見ているのとは違うなという。

**司会者：**生々しい感じがありますか。

**裁判員経験者3：**そうですね。

**司会者：**けがの写真の話が出たんですけど、1番さんの事件でも何か、頭をビー

ル瓶で割ったかどうかという絡みで、この傷口の写真は証拠で出てきたんですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。あと、殴られた直後のかなりぼおっと腫れ上がった写真とかを見たんですけど。でも、それもそこまでひどくはないと、私自身、そんなに、わあっというほどではなかったからあれですけど、ちょっと死体とかになったらきついなという気はしますね。細かく覚えていないんですけど、そんなに自分でえっとなった記憶はないので、そんなにはなかったです。

**司会者**：わかりました。4番さん、いかがですか。

**裁判員経験者 4**：もちろん、もう何人もいらっしゃったし、それと事件そのものが2年強も前の話なので、女の方なんかの証人は何かちょっと曖昧な感じを受けましたね。余りやっぱり日がたち過ぎているということがあったように感じました。

**司会者**：たくさんの証人を聞かれると、あれ、後からあの人何て言っていたのかなとか。これ言っていたのはAさんだっけ、Bさんだっけみたいな。

**裁判員経験者 4**：皆さん、もう全部書いていますからね。それで後で評議するときに、自分のメモに基づいて、この方はこうおっしゃっていましたよというような話で進めていっていったので、ですから、それほどやりにくいことはありませんでした。

ただ、証人の方が、かなりもう2年以上たっていたというので、ちょっと曖昧かなという感じは受けた記憶があります。

**司会者**：それは2年もたっていればいたし方ないなという感じなんですかね。

**裁判員経験者 4**：それはやむを得んとは思いますが、なぜこんな内容の中身で2年もたってしまうのかなという疑問は思っていました、ずっと。

**司会者**：さっきもちょっと御紹介しましたが、割と、2時ぐらいまでやって、あとは確認みたいな時間があった。それも結構役に立ったという感じですか。

**裁判員経験者 4**：ええ、それは特に役に立ちました。自分のメモに基づいて、こうおっしゃっていましたよと、こう言われたよとかという話をさせていただい

たので。あと最終結論を出す場合でも結構スムーズにいったような印象を，私は持っています。

**司会者：**尋問の仕方などについて何か御注文はございますか。検察官や弁護人の尋問の仕方の関係で何か。わかりやすい尋問だったですか。

**裁判員経験者 4：**今回の，我々担当した件は，弁護士さんがもう何か弱腰のような感じなので，何かもうはっきりしたことを何か，余りにも逃げばかりうっているような印象を持ちました。

**司会者：**5番さんはいかがですか，その証人尋問，被告人質問のやり方。

**裁判員経験者 5：**やり方自身はすごく丁寧にわかりやすくやっていただいている、  
いただいていた資料，論告もですし，論点は今，争いのある点はこういうこと  
ですよということで，丁寧にやっていただいたと思います。

ただ，何度も繰り返し言うんですけども，2年前に起きたものを，要は証人に呼ばれる方というのは裁判に備えてずっと2年待っていたわけじゃないので，やはり記憶を保存するというのはかなりないものですから，その状態で呼ばれている中で，やはりその当時の調書で述べたことがよく引き合いに出されるんですけども，資料として。そのときに，要は，裁判が始まるまでで，時間的に削ったりとかいう中で，僕らの手元にないものですから，その当時の調書の一部を抜粋したものを引き合いに出されて，あなたはこんなことを言っていますけど，今のと全然違いますよねというような感じにどうしても流れがなくなってしまっているので，その一部の周りの流れが全然つかめないというケースが多くて，正直，わかりにくい部分がちょこちょこ出ていた感じですね。一応，資料としてはあがっているけれども，僕らのところまでには来ていない。で，法廷で初めてそれが，これ，必要やから出しましょうかという感じの流れやったんで，出されたところで，僕ら，どう判断したらいいんやろうというようなことが多かったですね。

**司会者：**以前，警察や検察庁で話したことと，今日の話は違いますねみたいなところが割とよくあったんですか。

**裁判員経験者 5**：そうですね。結局、情景、そのシーンを僕らも想像しながらになるんですけども、その想像のもとになるものが全て論告文だったりとか、防犯カメラの映像であったり、あとは証人された方の証言が全てなので、やはり。

**司会者**：何かイメージがつかめないと想像もしにくいし、大変だなという感じなんですかね。

**裁判員経験者 5**：そうですね。イメージが浮かばないと、本当に被告人は黒なのかというところと言えないんですね。だから、そういうところで大分話は長く、評議はかかりました。

**司会者**：今の5番さんから出た場面というのは、裁判でもよくある場面なんですけども、特に反対尋問の場面で、今日証人が言ったこと、実はその証人が警察や検察庁で以前話したと若干違うじゃないですかと行って、違う中身を指摘されて、なぜ違うんですか。証人は確かに違うことは認識していますという場合と、あれ、そんなこと言いましたっけみたいなこともあったり、ちょっとわかりにくい場面の一つの典型例ではあるんですけども、ほかの方は、そういうところは出くわさなかったですか、証人尋問とか、場面とか。そこは特になかったですかね。

1番の方、どうぞ。

**裁判員経験者 1**：共犯者が一切覚えていません、覚えていませんで通されたんです。それに対しては、裁判長のほうからかなり、いや、そんなはずはないでしょうみたいなのがあったのはちょっと覚えています。もちろん、私もそんなわけないだろうなと思っていた、裁判長がそんなわけないだろうみたいに言っていたので、ああ、やっぱりねと思っていた。

**司会者**：大分時間のほうがたってきているんですけど、今、証人尋問についてざっと御意見を伺ってきたんですけども、わかりやすい証人尋問が行われていたという意見とともに、先ほど5番さんから出ましたけれども、昔言っていたことと違いますよねというタイプの尋問はなかなかちょっとイメージが作りにくかったという御意見も出ていたところなんですけど、証人尋問は、検察官や弁

護人は日々苦勞しているところなんですけども、今、裁判員の経験者の方の御意見を踏まえて、何かございますか。検察官、何かございますか。

**高浪検察官：**やはり古い事件のときの証人尋問をどういう感じで効果的にやるのかというのは非常に難しい問題だなというのは感じてはいるんです。恐らく事前に思い出してもらうようお願いして、それでも法廷に行ってもなかなか記憶を喚起できないということもあって、そういうとき、どうしても昔どういう話をしたかというのが出てくるというのは、どうしても刑事裁判でよくある話で、課題だなあと思って聞かせてもらいました。どういうやり方がいいのかなというのは考えていかなきゃなという感じがしています。

**司会者：**弁護人のほうからいかがですか、尋問のやり方について。

**石上弁護士：**弁護人の立場から言うと、以前に言っている内容が違いますねということぐらいしか、多分、反論できることがなかったという気がしますね。

**司会者：**ほかにこういう違う事実があれば、そういう事実をぶつけて反論できるんだけど、そういう事実がないと、供述が変わっているところを指摘しながら矛盾点を出していくというやり方ぐらいしかないかと、確かにわかりにくいんだけど、ほかに手が無いという、そんな感じ。

**石上弁護士：**わかりにくいのがわかった上で、もうそれしかないのと言ってしまふということはありません。

**司会者：**裁判所のほうから、証人尋問の関係とかで何かありますか。

**小倉裁判官：**特には。

**司会者：**よろしいですか。

#### (4) 当事者の主張の分かりやすさ

**司会者：**裁判は手続が始まってすぐ証拠調べが始まるわけじゃなくて、審理の冒頭で冒頭陳述というのが検察官、弁護人からあったかと思います。冒頭陳述で、今回の事件はどういうところが争点かというプレゼンですが、双方からこんなことを立証しますよというプレゼンがあって、今回の裁判はどんなことが問題

になって、どんな審理が展開されるかということをご理解いただく場面です。その上で証拠調べに入っていく。あと、証拠調べの一番最後に、今度は最後の締めのプレゼン、論告弁論というんですけども、証拠調べが終わった段階で、こんなふうに証拠は評価できるはずですよ、証拠を踏まえればこういうことになるはずですよというようなプレゼンが一番最後にあったかと思いません。

ここからは、検察官、弁護人の主張について、わかりやすかったかどうか、説得力があったかどうかについて、少し御感想を聞いていきたいと思えます。

最初に、冒頭陳述ですね。皆さん、全然事件について予備知識がない状態で初めて法廷に行きました。法廷で裁判長が被告人に公訴事実についてどうですか。今回の皆さんの場合でいうと、被告人からこの点は違いますみたいな話があって、何か被告人が違うこと言っているなといったあたりで、検察官、弁護人から冒頭陳述ということで、それぞれが考えている審理のイメージについて情報提供があったかと思うんですけども、冒頭陳述の役割としては、争点を理解をしていただくというところが、特に争いのある事件の場合には大事なんですけれども、その冒頭陳述で、今回の事件の争点、どんな証拠が出てきそうかみたいなあたりについて理解することができたかどうかといったあたりについて、御意見を伺ってまいりたいと思えます。

5番さんはいかがですか、冒頭陳述の関係。

**裁判員経験者5**：裁判を始める皮切りなので、非常によくできてはいるんですけど、別にカラーの用紙じゃなくてもいいんじゃないかなって思ったりもしたところが、第一印象で、それぐらいですかね。

**司会者**：カラーは、検察官のほうの冒頭陳述が、少し色がついていたりしていたんですかね。

**裁判員経験者5**：文字も、言うたら、強調したいところとか、大事なところは色が変わってたりとかするんですけども、非常にわかりやすいけれども、そこまで飾りは要らないんじゃないかなと。

**司会者**：中身さえしっかりしていれば別に大丈夫かなという。

**裁判員経験者 5**：そうですね，あとはもう見せ方なので，プレゼンになると。ただ，資料として見ると，ここまではしなくても大丈夫じゃないかなと，ちょっと親切過ぎるかなと。

**司会者**：弁護人の冒頭陳述は割とシンプルな。

**裁判員経験者 5**：シンプルな感じですね。

**司会者**：全然問題ないのかなという感じなんですかね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：争点，細かな事実関係が争われているところもあるんですけども，その点については，冒頭陳述で大体把握はできましたですか。

**裁判員経験者 5**：とりあえずのところ，争点は明らかになっているので，これからこういうことに関して証拠調べが始まるんだなというところはわかりました。

**司会者**：4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 4**：特別余り感じたところはなかったんですけど，検察官の冒頭陳述ではどういうことをやったんだなということはよくわかりました。

**司会者**：それで，4番さん，5番さんの事件ですと，そもそも被告人はやったかどうかということが争いになっていたわけなんですけど，その犯人かどうかという想定について，こんな証拠で考えていますよということも一応記載があるんですけども，そのあたりについては。

**裁判員経験者 4**：現実に，防犯ビデオがありまして，それがほとんどもうちゃんと映っているんですよ。ですから，もうやっているのはほとんどみえみえのようなことだったので，それほど。

**司会者**：争点の理解が難しい事件じゃなかったということなんですかね。

**裁判員経験者 4**：被告人のほうはやっていないと言っているんですけども，ですけど，かなり防犯ビデオにはっきり映っていたので。それと恐喝のほうは，これはいちゃもんつけているなという感じがしましたので，余り大きな争点にな

るような弁護側と検察側の意見が食い違うとかいう要素はほとんどなかったものですから。

**司会者：**どういう強迫文言を言ったかといったあたりで違いはあるんですけども、いちゃもんつけているなというレベルでは何か同じだよねと、そういう印象を持ったということなんですかね。

**裁判員経験者 4：**はい、そういうふう感じておりました。

**司会者：**わかりました。3番さんはいかがですか。冒頭陳述の関係ですけども。

**裁判員経験者 3：**私は検察側のこのカラーの用紙がすごい見やすく、素人もわかりやすくと思っていたんですけど、裁判長が、これは見るなど、この検察官のこれも、弁護人側のこの用紙も見なくていいと言われて、これを無視して、最初にもらった起訴状、それだけで物を考えましようと言われてたので、これを余り見ないようにというか、ここを余りそんなに読まなくてよろしいと言われました。

**司会者：**それは審理が始まってからですね。

**裁判員経験者 3：**いや、もらった時点で、これはあんまり気にすることないと言われて、こんないろいろ書いてはるけど、お互い。それはもういいって言われました。それは何回も結構言われました。でも、やっぱりわかりやすいというか、時系列とかがあったりするので、見るんですけど、これのことはそんない向こうが言うてることなのでみたいな感じで、ここを、これが真実と思ってはならないということをしごくと言われて。

**司会者：**冒頭陳述の場面自体は、そうすると、ペーパーは渡されたけど、ちら見はするけど、じっくり見ずに、むしろ聞いているという、そういう感じだったんですかね。

**裁判員経験者 3：**というふうにしてくださいと言われてたんですけど、見ちゃうんですけど。

**司会者：**ちらちら目が行っちゃうという。

**裁判員経験者 3：**読むんですけど、それを余り深くというか、これだって思わな

いようにということを言われていました。

**司会者：**あくまで冒頭陳述はこれから立証しようと考えている事実にすぎないということですよ。

**裁判員経験者3：**そうですね。

**司会者：**形式的なところでは、少し、先ほど5番さんのほうからは、中身がしっかりしていれば、余り色で分けたりしなくてもという意見もあったけども、3番さんはむしろ多少色分けがあったほうが。

**裁判員経験者3：**色分けというか、まあ、そうですね。ぱっと見てわかりやすいとは思いますが。結局、余りこれを見ないようにと言われたところからすると、そんなにしなくてもやっぱりいいんですかね。

**司会者：**なるほどね。特に、その後の証拠調べの関係でも特に支障はなかったということですかね。その裁判長の指示に従って、余り見ないようにしても、証拠調べは十分わかったという。

**裁判員経験者3：**だから、裁判長いわく、そこは関係ないやんというようなところがいっぱい入っているという感じでしたね。だから。

**司会者：**詳し過ぎという、細かなことがいっぱい書いてあるということなんですかね。

**裁判員経験者3：**その裁判のときでも、裁判長が、あ、もうそこはいいですよとよく言っていました。その話はいい、これについてどうですかみたいな。

**司会者：**もう関係ないんじゃないですかというところで。

**裁判員経験者3：**そうですね。そこが関係ないのかどうかは私は素人なのでわからないんですけど、裁判長がそう言うということは、これは余り、どちらでもいいことなんやなというのは、そこでわかりましたけど。

**司会者：**意味のある、手元に残った情報を前提に考えても、判断はできたということなんですかね。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**わかりました。2番さんはいかがですか、この冒頭陳述の関係ですけど。

**裁判員経験者 2**：冒頭陳述が素人でもわかりやすくしてあるというのはありますけど、何回も言うように、僕の事件というのは被告人本人は認めていましたので、共犯になるかならないか、そこが争点だったんですけど、その被告人の罪を裁くというか、被告人に対しての事実関係というのをメインで調べて行って、後半たしか、後半というか、中ぐらいでこの関与しているかどうかというところで争いがあっただけなので。被告人の話とまた別なので、そこを争っていた、争っていたというか、共犯者がメインのあれじゃなかったの、ちょっと取り調べというか、裁判中もそこをメインにしていたわけじゃないので、ちょっと皆さんとは違ったような感じになっているんですけど。書面に関しては全然、わかりやすいですし、説明も十分、補足説明もありましたので迷うことはなかったです。

**司会者**：検察官の冒頭陳述で、争点として共犯者が2人か3人かというのがぼーんと出ているんですけども、証拠を見るとそれほどでもないな、それほどそこが大きな意味を持つ事件じゃないなという印象を持たれたということですかね。

**裁判員経験者 2**：そうですね。だから、犯行に加わっているかどうかということではないので、どっちかいったら、その誘導役というか、そういう感じの共犯者だったので。

**司会者**：別に主犯がふえているわけじゃないということなんですかね。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：そうすると、割と全体的には、事案もそういう事案なので、わかりやすいと。

**裁判員経験者 2**：わかりやすいです。被告人自身は認めていますし。だから、それによって、共犯がどうか偏っていくところでもなかったの。被告人が全部正直に話しているから、じゃあ、被告人の言うてることが正しい。だから、共犯者の言っていることがうそやというところには向いていかなかったんですけどね。

**司会者：**逆に言うと，もう1人共犯者がいるかどうかという，当然争いがあるので，そこは評議して結論を出されたと思うんですけど，そこを何か評議する価値というか，意味は何なんだろうみたいな疑問というのは逆にお持ちでしたか。本人がやっていることを認めているし，主犯も決まっているわけで。

**裁判員経験者2：**一番最初にあったように，問題となっている人が起訴されていなかったというのがあったので，なぜこの人間は起訴されないんだというふうな疑問はありましたけれども。

**司会者：**わかりました。1番さん，お願いします。

**裁判員経験者1：**私も，今日この書類をいただいて，それで，ああ，冒頭陳述，こうだったなというような感じで，とりたてて，当時印象はなかったので，別にわかりやすくもわかりにくくもなかったかなという程度の記憶しか，今は。

**司会者：**大分，詳しく目の中身がいっぱい書いてあるような気もするんですけども，初めて法廷で聞く情報として，余りにも情報がたくさんあると逆にこんがらがっちゃうみたいなのところもなきにしもあらずかなとか思ったりするんですけど，特にそういった印象は，今はない感じですか。

**裁判員経験者1：**なかったと思います。ただ，それは，これに基づいて，あとまた審議を重ねて，その後でなので，当時とはちょっと印象が変わっていますね。

ただ，1点記憶残っているのが，もちろんそれも刑事訴訟の手続の中では仕方ないことだとは思うんですけども，何のためにこれを示しているんだということを思ったことはあります。携帯電話の記録をだあっと検察の方が。

**司会者：**証拠調べのとき。

**裁判員経験者1：**多分，最初だと思うんですけど，もうそれ仕方ないこととは思うんですけども，だからプロの方なら，同時にやられたときには，それが一つの手続で，はあと思われるんでしょうけど，裁判員として初めて出る者が，わあっと，とにかくこの携帯電話記録を見てくれみたいな感じで，だあっと出されて，それにちょっと面食らったなど。そこは裁判長が，そんなものを出されてもみんな困るのでやめてくださいと，それはなしになったんですけど。な

しになったというか、それはちょっと考えてくださいと言われたので、その点ちょっと考えていただきたいなと思いました。

**司会者：** 検察官，何かございますか。

**高浪検察官：** ちょっとイメージが。質問させていただいてもいいですか。それは事件関係者の携帯電話の通話履歴みたいなものですか。

**裁判員経験者 1：** そうですね。その時刻とあれだけ，ばあっと，とにかくこれを見てくれみたいな感じで，通話記録をばあっと出された感じですね。通話記録を，あれは多分，なんかされたんですかね。何のためにこれを見ているんだろうみたいな，わけのわからない，クエスチョンマークが出ている中でずうっと見せられ続けたので，それはちょっと見てもわからないので考えてくださいねということを経験者が言われた。それはちょっと記憶に残っているんですね。

**高浪検察官：** それは例えば誰から誰に何時に通話があるとか，そういうふうには整理はされていなくて。

**裁判員経験者 1：** それはたしか，もちろん誰から誰の通話記録ですというのはあったと思うんですけど，一体これを何のために見せられているんだろうと，それを言えないのはそうなんでしょうけれども，ちょっとわかりにくかったですね。

**司会者：** 通話記録は時間が書いてあるだけなんですね。それはわからないですよ。貴重な御意見，どうもありがとうございました。

次に論告弁論ですね。審理の一番最後に，検察官，弁護人のほうから最後のプレゼンテーションがあったかと思います。証拠調べはもう終わりましたと，こういう人の話，こういう証拠に基づけばこういう事実が認定できるはずですよ。皆さんを説得するためのプレゼンが一番最後にあるんですけども，当然，皆さんはずうっと証拠を見ているので，皆さんなりに頭の中にイメージをお持ちだと思います，その段階では。自分なりに整理できているところとか，その一方で疑問なところ，あるいは迷っているところみたいなものが当然審理終

盤ですからあるわけなんですけれども、そういったあたりで、この検察官、弁護人の論告弁論が皆さんの理解、あるいは評議に役立つものだったかどうかといったあたりから少し御意見を伺っていきたいと思いますけども、5番さんはいかがですか。

**裁判員経験者5**：論告弁論は最終的に量刑何年というような、一つの何でしょう、ぽこっとランドマークみたいなものが立つんですね。それを推しはかるのに、量刑の重さ、軽さの基準が我々わからないので、それは本当に一番後回しにしてやらせていただいたんですけども。

**司会者**：争点に関する部分の論告はいかがですか。今のは刑の重さのほうの関係だと思っんですけども、その前にそもそもどういうことがあったかというところについても検察官は意見をいろいろと述べているかと思うんですが。

**裁判員経験者5**：こういうことがありましたねという感じの粗筋というか、証拠調べで確認したことをわかりやすくまとめてくれていました。

**司会者**：例えば証拠の見方みたいなところについて、その後の評議で論告弁論が役に立ったかどうかみたいなあたりはいかがですか。

**裁判員経験者5**：参考程度ですので、単純に、裁判員6名と裁判官の方全員で一個ずつ一から、最終的に、毎日我々復習する時間をいただいていたんですけども、それを踏まえた上で評議をやったので、検察官の論告メモというのは、あくまで参考ぐらいですかね。

**司会者**：弁護人の弁論も詳しい、パワーポイントを使ったものが出ていますけども、これなんかはどんな感じですか。

**裁判員経験者5**：そのときの案件では、正直、論告の矛盾点をどうやって突こうかという感じの問題提起でしかなかった感じですね、内容が。

**司会者**：弁護人の弁論の中身が。

**裁判員経験者5**：そうですね。それをまた言うたら我々最終的にはその問題点が提起されたものについて、そのまま違和感なく解決するのかというのをやらせてもらったので、本当に我々が思うその違和感と弁護士さんが思う違和感と

いうのをこの論告の文章に対してぶつけた感じであったかなと。

**司会者：**そうすると，問題点を見つけていくという上では，一応論告弁論を参考にしながら，こういう点はどうですかみたいな感じでは参考になったということですかね。

**裁判員経験者 5：**はい。

**司会者：**4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 4：**論告の最初のところの中身では，割合，私，今回の2件あったんですけど，恐喝と強盗致傷ということだったんですけども，比較的内容が単純なような認識をずっと持っていました。それで，ですから，弁護側のほうとして，特別気の毒やなという，国選弁護人でしょうから，大変御苦労なさっているなという印象しか余りなかったんですけどね。

**司会者：**それは，先ほどからおっしゃっていましたが，例えば，強盗致傷のほうは防犯ビデオがある。あるいは恐喝のほうはファミレスのトラブルでいちゃもんつけていることは間違いのないといったところがはっきりすると，あとは結論が出てくるなという。

**裁判員経験者 4：**その認識ずっと，初めから聞いていましたから。もう，これはもう動かしようがないんだろうなという。

**司会者：**論告弁論もここまで詳しくなくてもいいんじゃないかみたいな印象もお持ちだったんですか。

**裁判員経験者 4：**ええ，それはもう十分足りると，内容だったというふうに思っています。

**司会者：**わかりました，ありがとうございました。3番さんはいかがですか，論告弁論の関係ですけど。

**裁判員経験者 3：**冒頭陳述でどういう意図でしているのかな，あるいは質問の意味というか，が，その論告弁論でわかったなというふうに。

**司会者：**論告弁論で初めてわかったと。

**裁判員経験者 3：**そうですね。こういう，これを聞きたいなら，これを調べたい

というか、このことを言いたいがためにあんな質問をしていたんやなというのが最後にわかりました。弁護側のほうが。

**司会者：**それはやっぱり証人尋問の最中はなかなか、あるいは被告人質問の最中はなかなか、双方わからない。

**裁判員経験者 3：**あの質問、どういう意味やったんやろうと思っていたこととかあって、それが最後のこれを見たら、ああ、ここにこういうふうに、これが言いたい、こうだから信用できないよみたいな話のためにああいうのとか、そういうのが最後にわかって。

**司会者：**そういう意味では参考になった。

**裁判員経験者 3：**参考にはなったんですけど、やっぱり迷うというか、迷いました。共犯者で罪のなすりつけ合いやみたいな感じになっていたの、そうなんやろうなと思ったので。

**司会者：**3番さんの問題意識にありました、当然、審理にずっと立ち会われていて、多分、この辺はかたいなと、この辺は違うと言えるなと、どっちかなと迷っているところってあるじゃないですか。そういう問題意識とこの論告弁論は悩みを少し解決するものになったのか。あるいはそういうところについては余り寄り添ってくれないようなものだったのかといったあたりは何か印象ございますか。

**裁判員経験者 3：**いや、余計に迷うという感じですね。

**司会者：**余計、そう言われちゃうと、どうしようかなという。

**裁判員経験者 3：**そうですね。

**司会者：**よくあるのが、有利な主張はいっぱい書いてあるんだけど、不利な主張に対する説明がなくて、何か都合のいいことばかり書いているなみたいな感想を伺うこともあるんですけども、そういった印象は特になかったですかね。

**裁判員経験者 3：**それもそうなんですけど、やっぱりこれは絶対にお互いこう言っているけど、ここだけが事実やろうというところだけを見ないといけないって言われていたのをしっかり持たないと、私としてはぐらぐら揺れてしまうな

という感じで。

**司会者：**検察官からこう言われるとそうだなという気持ちになるし，弁護人からそう言われるとそうだなという気持ちになったみたいな。

**裁判員経験者 3：**だから，どちらの人も罪があるので，その罪のちょっとずつの，本当，微妙なところを，いや，それはあっちがそう言ったからとかいう話だったので，どっちもあり得るなってやっぱり思っちゃって，この状況だとどっちでもそういうことはあるなと，そこが，だからその量刑に余り関係ないんじゃないかって，そこはどっちにしろ，この結果だからという考え方をしないといけないんですけど，結局はそういうふうに考えて，余り。

**司会者：**そのあたりについては，この論告や弁論は何か参考にはなりましたですか。

**裁判員経験者 3：**何かその裁判中というか，そもそも知らなかった睡眠剤を飲んでいたのでこう言ったんだとか，そういう話が出てきたりとか，書いてあったりして。そんなの言ったら全部ひっくりかえるやんとか，でもそこは余り気にしないでいいとか。

**司会者：**なかなか否認事件で判断がつかない部分はやっぱり大変だということはあるんですかね。2番の方はいかがですか。最後のプレゼンの論告弁論のことですけど。

**裁判員経験者 2：**その段階では，僕の場合，もう結論出ていましたし，本人も認めている。で，弁護士に言われるのを全部認めているし，正直に全部話しているし，共犯，争いのあるという共犯の事実も話しているんだから，罪をちょっとでも軽くしてくれというような趣旨の内容だったので，その前の段階でもある程度自分で結論づけて，最後のその弁論，そこはそんなに参考になったとは思っていないです。

**司会者：**証拠調べの中で自分なりのイメージをつくることができたからということなんですよ。

**裁判員経験者 2：**はい。そこで，例えば量刑が変わるとか，その弁護士の言って

いることによって量刑が変わるといふか、有罪、無罪が変わるといふ感じでもなかったもので、そんなには参考にはしていませんね。

**司会者**：わかりました。1番さんはいかがですか。

**裁判員経験者1**：私もあんまり印象としてはなくて、印象としてといふか、法廷であらわれてきて、証拠調べでされてきたことを、それは検察官から言えばこう見えることだよなといふふうな論告に書いてあるし、弁護士から見ればこう言いたいよなといふのが書いてあって、ああ、納得といふ感じですね。それ以上のものはなかったと思います。

**司会者**：想定し得る範囲内のものが書いてあって、あっとびっくりするようなことは特になかった。

**裁判員経験者1**：びっくりすることはなかったですね。

**司会者**：どうもありがとうございました。

### 3 守秘義務について

**司会者**：ちょっと少しテーマが変わるんですけども、守秘義務の関係について、皆さんのほうから御意見、御感想を伺っておきたいと思います。

守秘義務については、恐らく裁判の期間中に裁判長の説明があったかと思えますけども、評議の中身については秘密にしてくださいということで、あと法廷で見たことについては、傍聴人も知っている情報ですので、個人情報以外については法廷で聞いたことについては別に構いませんよといった説明がされているかと思えますけども、そういった中身の守秘義務について、実際、皆さん、裁判員に選ばれたときから、あるいはやっている最中、終わった後、何か御不便を感じる点があるかとか、あるいは守秘義務はあった方がいいといった点について、ちょっと御意見を伺っておきたいと思います。

5番さんのほうからよろしいですか。

**裁判員経験者5**：守秘義務に関して、裁判所に通っている内容に対しても今も別に問題なく、そんなに身構えることでもなかったなというのが正直なところで。

ちょっと困ったことなのだが、職場に対して、上司に報告しないと、やっぱり休みをもらえませんので、するんですけども、僕らは実際に守秘義務にかかるから気をつけてくださいねと言われていても、そこから離れた場所の人たちは、全くそれに対しては疎いので、私は予定を白板に書かれました。日程表のところに、この日誰々裁判、え、書いてるでみたいな感じで。

**司会者：**職場の。

**裁判員経験者 5：**そうですね。そういうのを、だから、要は、水平展開で、何でしょう、全員がそういう意識に向いていけるようになればいいなと思うと、裁判員制度というのは制度的にやって経験されるという、かかわった人をふやしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 4：**私の場合は特別、守秘義務で、ということはもう現役を引退しているものですから、余りおつき合いの方が多くないものですから、それほど気にしたことは何もありませんでした。

**司会者：**特に不自由を感じたことも特にないということですか。

**裁判員経験者 4：**ええ、もうそれもほとんど全くと言っていいぐらい別に不自由を感じるようなことはありませんでした。

**司会者：**ありがとうございました。

**裁判員経験者 4：**具体的に言う必要もないし、それは言われへんのやと言ったらもう誰も聞く人はなかったですから、そんなことでした。

**司会者：**ありがとうございました。3番の方、いかがですか。

**裁判員経験者 3：**想像していたよりも、裁判の傍聴できるような情報は別に話していいんだとかということを知ってから、すごい自分も気楽になったんですけど、周りの人も意外と私に今日行って来たということを知っている人たちも内容なんか聞いてもこなかったですし、それをちょっと考えたんですけど、もし聞かれたらどういうふうに言おうかなとか考えていたんですけど、それを聞かれることもなく、みんなスルーしてくれたし、だから、余りそこは気にならな

かったというか。

**司会者**：そもそもの守秘義務の概念以上に言っちゃいけないという範囲が広くとられているところがあって、周りの方も多分一言も中身を聞きちゃいけないというふうに思われているので。

**裁判員経験者 3**：そうだったと思います。

**司会者**：話題にならなかったと思うんですけどもね。

**裁判員経験者 3**：そうですね。

**司会者**：そこはもう少しきちんとしたイメージを宣伝していく必要があるんですかね。

**裁判員経験者 3**：もっとそうですね。だといいと思います。

**司会者**：特に不自由を感じたことは特にないということですかね。

**裁判員経験者 3**：そうですね。周りが気を使ってくれた。

**司会者**：ありがとうございました。2番の方はいかがですか。

**裁判員経験者 2**：正直、僕はここが一番ストレスでした。逆に言いたくて、言いたくて、内容についても言いたくて、言いたくて仕方ないのを我慢するのがストレスでした。事件の内容も言いたくて仕方なかったぐらい。

**司会者**：事件の内容は別に全然、秘密じゃありませんので、法廷で聞いた中身については秘密の対象にはなりませんので。

**裁判員経験者 2**：そうなんですか。

**司会者**：ええ、そうなんです。評議室で出た話は秘密なんですけど。

**裁判員経験者 2**：済みません、誤解していますね、僕ね。

**司会者**：きっと我々のほうの説明もまだ足りないところもあるのかもしれないですね。だから、どんな事件をやったかとか、被害者が出てきてこんなことを発言しましたとかいうことは全然オープン。

**裁判員経験者 2**：そうなんですね。なるほど。

**司会者**：個人情報になっちゃうと、ちょっとプライバシーの問題がありますけど。

**裁判員経験者 2**：もちろんそうですね。

**司会者：**特定されない形で，こんな事件で，今日，被害者こんなこと言っていた  
でみたいなことは別に秘密の対象にはならないんです。

**裁判員経験者2：**ちょっとストレスなくなりましたね。

**司会者：**1番さん，いかがですか。

**裁判員経験者1：**とにかく守秘義務に対しては，別に細かく考える必要もなく，  
ごく当然なこととして，法廷は公開されて，誰でも傍聴に入ってこれるわけ  
ですから，とにかく法廷であったことは全部しゃべっていい，法廷の以外のこと  
は一切しゃべらない，もうそれだけしか頭にないので，別に考えることは何も  
なかったのと，あと3番さんもおっしゃっていたように，今，裁判官もおっし  
ゃったように，逆に世間には守秘義務があるのが，それに反したら罰もあるみ  
たいなのが結構アナウンスされているので，それでもう周りが逆に怖くて何も  
聞けないみたいな，そんな状態で，私も何も聞かれたことはないです。

**司会者：**腫れ物にさわるような扱いを割とよく。

**裁判員経験者1：**そうです。何も聞かれたことはないです。興味がないのかもし  
れない，それはどっちかわからないですけど。

**司会者：**ありがとうございました。

#### 4 これから裁判員をする人に向けて

**司会者：**残りあと5分ということになってきたんですけども，最後に，皆さんの  
ほうから，これから裁判員になる人に向けて何かメッセージ的なところ，全体  
的な感想については冒頭で伺ったところなんですけども，実際一度体験されて  
みて，これから裁判員をされるような方をちょっと念頭に，最後に一言，御意  
見，あるいは御感想を伺って，今日の意見交換会を締めたいと思います  
けれども，5番さんからよろしいですか。

**裁判員経験者5：**とりあえず，人の人生がかかってくることでヘビーなことなん  
ですけど，やりたい人もやりたくない人も一度はやって，どういうことが行わ  
れているかというのは実際に体験していただいたほうが，誤解というか，偏見

みたいなものはなくなるんじゃないかと思います。だから、ぜひとも参加していただきたいと思います。

**司会者：**ありがとうございました。4番さん、お願いします。

**裁判員経験者4：**やっぱり貴重な体験だと思いますので、もうどんどん参加していただいたほうがというふうに感じていると思います。

**司会者：**ありがとうございました。3番さん、お願いします。

**裁判員経験者3：**やる前とやった後では、物の見方が変わったというか、いろいろ考え方も変わるし、私にとってはいい経験だったと思っているので、できれば、チャンスがあれば皆さんされたらいいんじゃないかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。2番さん、お願いします。

**裁判員経験者2：**そうですね。僕も同じ意見で、これチャンスと言ったらおかしいですけど、選ばれているわけですから、ぜひ参加すべきで、逆にマスコミの方が今日来られているのであれば、悪いイメージだけ広げるんじゃなくて、いいイメージをぜひ広げていただきたいなというふうに思います。

**司会者：**少し、何か悪いイメージが流布されているような印象をお持ちですか。

**裁判員経験者2：**そうですね。この間の殺人、あれ宮城でしたか、福島でしたか、ああいうのは。

**司会者：**負担が大変だというふうにちょっと。

**裁判員経験者2：**そこがばあっと広がっていて、でも実際、やっていい経験ができたという人の意見をもっとどんどん、どんどん世間に広げてほしいなというふうにお願いします。

**司会者：**ありがとうございました。1番の方、お願いします。

**裁判員経験者1：**本当に司法にかかわることって、これ以外ほとんどないという感じもあるので、そういう意味では本当にまれなすごい機会なので、そう思ってやっていただけたら、ストレスにもならずいいんじゃないかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。

## 5 記者からの質疑応答

**司会者：**それでは，ちょっと私の不手際でちょっとばたばたした進行になってしまいましたけども，マスコミのほうから何か質問があると伺っていますけども。

**記者：**今日は済みません，たびたび中座してしまいました。お話をお伺いさせていただきまして，どうもありがとうございました。

質問させていただきたいんですけども，例えば，大きな事件，社会的な反響が大きな事件などであれば，事前の報道というのがたくさん流れて，例えば被疑者段階の供述であるとか，認否であるとか，被害者でもしお亡くなりになっている方であればお顔の写真であるとかというのが事前に報道されて，皆さんの目に触れるということもあると思うんですけども，そういったものを事前に接していたとしたら，判断に影響するようなことはあったかどうか，振り返ってみて，実際そういうものがもしあったとしたら，影響したかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

**司会者：**御意見ある方，ありますか。どうぞ，言っていただいたほうが。

**裁判員経験者2：**裁判員に選ばれて，裁判所に来ます。そこからの抽せんなんです。ね，あれ。抽せんになるまでは事件の内容ってわからないので，わかった段階で，その日は当然無理なんですけど，家に帰って多分調べますね，その事件，どんな内容なのか。で，影響は，ごめんなさい，私，意思が弱いので，すると思います。

**記者：**実際あればということですか。

**裁判員経験者2：**それは出ます。

**記者：**関連して，今回の事件の被疑者の方，被告の方であるとか被害者の方とかでも構わないですけど，例えばツイッターを検索してみたとか，フェイスブックを検索してみたとか，もしくは裁判長の名前かもしれないんですけど，その事件であるとかに関してネットで検索されたとか，自分から情報を得ようとされたりとかしたことはございますか，裁判に出てくる以外で。

**裁判員経験者 2**：裁判長のお名前も全部見ました。済みません。

**司会者**：何かヒットしました。

**裁判員経験者 2**：もちろん裁判長の名前はヒットします。

**記者**：そういうのは影響。

**裁判員経験者 2**：裁判長の略歴だけなので，別にそこ，事件には影響していません。被告人の名前も検索してみましたけど，特に出てきた感じはなかったです。

**司会者**：ほかの方はよろしいですかね。

以上でよろしいでしょうか。

これで今日の意見交換会を終わらせていただきたいと思います。

今日は争いがある事件ということで，いろいろと証人尋問を含めて，難しい問題がある事件を御経験いただいたわけなんですけども，我々としても，なかなか審理日程をどう組んだらいいとか，証人をどこまで絞ったらいいとか，日々悩んでいるところですので，今日の皆さんの御意見をまた参考にさせていただいて，今後の裁判員裁判の運用に生かしていきたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

以 上